

早島町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関する事項について定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬及び給与)

第3条 会長及び常務理事には別表1のとおり報酬を支給する。

- 2 常務理事が事務局長として勤務する場合は、職員として取扱い職員給与規程に基づき給与を支給する。
- 3 前項事務局長の労働条件、服務に関する事項は、職員就業規則による。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

- 第5条 役員等が、理事会及びその他会議への出席、監事監査等の法人業務を行う場合に、別表2により費用を弁償する。
- 2 役員等が特別職を含む公務員または本会職員である場合、費用弁償は支給しない。
 - 3 出張の場合は、本会旅費規程による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1（第3条関係）

区 分	勤務形態	報酬の額	支給時期
会 長	非 常 勤	年額 200,000円	年2回（9月及び3月）
常務理事	常 勤	月額 10,000円	毎月職員給料支給日

別表2（第5条関係）

費用弁償の額	1回当たり1,500円
--------	-------------

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 早島町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成9年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。